

4 . 社会保険分野

社会保険(1)	任意継続被保険者制度の見直し
規制の現状	<p>継続して被保険者期間2カ月以上の者が資格喪失後、保険者に申し出ること で最長2年間、任意継続被保険者として資格が継続される。 現行制度では特に、被保険者期間が2カ月であるにもかかわらず、最長1年 6カ月の間、傷病手当金が受給可能であるなど、合理的でない枠組みになって いる。</p>
要望内容	<p>任意継続被保険者の資格取得要件について、喪失の日以前1年間に通算し て6カ月以上の被保険者期間とすべきである。</p>
要望理由	<p>被用者保険の給付率が統一されたことで制度間の差がなくなり、任意継続 被保険者制度の意義が薄れている。同制度は、退職者保護の例外措置とし て、申請により暫定的に被保険者になることを認めるものであり、仮に、申請し なければ、国民健康保険の被保険者となる道も開かれている。 昨年11月の規制改革要望集中受付月間において厚生労働省からは、医療 保険と雇用保険とは制度趣旨が異なり、制度間の不均衡を論ずることは適当 ではない旨の回答があった。 しかし、傷病手当金は医療保険の中で所得保障の役割を担っており、その点 で、労働者が失業した場合の所得保障である雇用保険制度と比較することは 適当である。資格取得要件について、制度間の不均衡を論じるべきである(雇 用保険では、算定対象期間に通算して6カ月以上の被保険者期間が必要)。ま た、2カ月の被保険者期間でありながら、最長1年6カ月の間、傷病手当金が 受給できる現行制度自体が、不合理であると考える。 現行制度を維持するための事務処理負担等が、健保組合の運営を圧迫して いることから、見直しが求められる。</p>
根拠法令等	<p>健康保険法第3条第4項、第37条、第38条、第47条、第165条 健康保険法施行令第49条</p>
制度の所管官庁 及び担当課	<p>厚生労働省保険局保険課</p>

社会保険(2)	特例退職被保険者制度の資格喪失要件の緩和
規制の現状	<p>特例退職被保険者制度(以下、特退制度という)においては、a)死亡、b)再就職、c)被扶養者資格を満たしたとき、d)海外に移住したとき、e)生活保護を受給したとき、f)老人保健制度に加入したときなどの事由以外に、脱退できない。</p> <p>また、保険料は、加入健保の全被保険者(除、特例退職被保険者)における前年の標準報酬月額の前平均額等の範囲内で規約により定めることができる。</p>
要望内容	<p>現行の資格喪失要件に次の項目を加えるべきである。</p> <p>特退制度加入者の保険料が、年間収入の1000分の95を超える場合には、本人からの申出により資格喪失を認めること</p> <p>2002年10月までの特退制度加入者に対しては、70歳到達時点で資格喪失もしくは継続加入の手続きを認めること</p>
要望理由	<p>昨年11月の規制改革要望集中受付月間における厚生労働省の回答では、「退職時に保険料負担額、付加給付の有無などを勘案した上で、(中略)被用者保険に残ることを自ら選択しており、自己都合による資格喪失は認められない」とのことである。しかし、総報酬制の導入や老人保健制度の加入年齢引上げは、特退制度加入者にとって想定できない制度変更であり、加入者本人に過重な負担を求める結果を生じている。次の場合など、一定の要件を満たす場合には、自己都合による資格喪失を認める必要があると考える。</p> <p>保険料は、規約により一律の設定をしているが、一定の範囲内であれば規約により減額することも認められている。しかし、一般被保険者の保険料負担上限が、健康保険法で1000分の95になっているのに対して、特退制度加入者の年収に差があることから、年金受給額の少ない場合、1000分の120という事例もあり、国保制度との負担の整合性が図られていない状況がある。</p> <p>2002年10月以前の既加入者は、最長でも70歳到達まで継続するとの制度説明を前提に加入している。したがって、2002年10月以前の既加入者については、70歳到達時に資格喪失か継続加入の選択権を与える必要がある。</p>
根拠法令等	<p>健康保険法附則第3条第6項 健康保険法第38条 国民健康保険法第8条の2第1項 老人保健法第25条</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省保険局保険課

社会保険(3)	新規事業所編入(同一健保組合内事業所における会社設立)に関する 規約変更の緩和
規制の現状	健康保険組合の規約に関して、健康保険法施行規則第5条第2項に規定されている事項(設立事業所の増加または減少)を行う場合には、厚生労働大臣の認可を要するとされている。
要望内容	当該健保組合に既に加わっている事業所が、会社設立により新規に編入する場合は、厚生労働大臣の認可を要しないことに変更すべきである(認可事項から届出事項への変更)。 また、添付書類は簡素化を図るべきである。
要望理由	2004年11月の規制改革要望集中受付月間において厚生労働省からは、「健康保険組合は、(中略)加入事業所には同一の企業や業種といった一定の共通基盤を求めており、当該健保組合に既に加わっている事業であっても、会社設立により新たに加わっている場合には、共通の基盤があるかどうか明らかでないことから認可を求めている」旨の回答があった。 同一健保組合における会社設立の場合、資本関係や役員構成など共通基盤を有すると認められる一定の要件を満たすならば、届出を認める余地がある。 企業は国際競争力を維持するため、機動的な組織再編を行っており、それに伴って、健保組合への設立事業所の編入・統合が必要となる。とりわけ、同一健保組合における会社設立については、認可の前提となる登記簿等(登記簿謄本、株主名簿、出資証明書、役員名簿、定款)の準備の都合上、設立後に認可申請せざるを得ないことから、被保険者への被保険者証交付の遅れなどが生じ、多大な迷惑をかける状況にある。 健保組合の認可手続きの負担が、企業の柔軟な組織再編の妨げとならないようにすることが求められている。
根拠法令等	健康保険法第16条 健康保険法施行規則第5条第2項
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省保険局保険課

社会保険(4)	健康保険被保険者証(カード保険証)の券面表示の見直し【新規】
規制の現状	<p>現在、ICカード保険証の発行は、省令により次の規制を受けている。 一般被保険者が在籍する事業所について、記号(3桁)、名称、所在地の印字は、人事異動等で変更した場合、速やかに変更(保険証の差し替え)することとなっている。</p>
要望内容	<p>ICカード保険証の券面表示については、次の内容で印字することを可能とすべきである。</p> <p>記号:編入事業所の固有番号 全事業所の共通番号 名称:編入事業所の固有名称 健康保険組合加入事業所 所在地:編入事業所の所在地 健保所在地</p>
要望理由	<p>健保組合では、被保険者番号により全ての被保険者に係わる情報をシステム管理し、また、被保険者番号の取り扱いは、当該健保加入時に発番した番号を資格喪失するまで継続使用している場合がある。この場合には、当該健保内事業所間を人事異動しても、事業所記号、事業所名、事業所所在地は、データベースでシステム管理され、事由発生時に更新している。</p> <p>現行の規制では人事異動の都度、カード保険証の更新が生じることとなるが、制度の改善により継続使用が可能となり、再発行のコストが軽減できる。また、カードの券面表示を要望内容に変更しても、医療機関等での事務処理に障害はないことから、固有名称等の券面表示の必要性がない。</p>
根拠法令等	<p>「健康保険法施行規則第23条、および健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成13年2月14日平成13年厚生労働省令第12号、様式6号及び第23条関係)</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省保険局保険課

社会保険(5)	国民年金第3号被保険者の届出方法の一部見直し
規制の現状	<p>2002年4月より、第3号被保険者の届出はすべて、配偶者が勤務している事業主を通じて行うことになった。このため、事業主は、第3号被保険者の年金手帳を預かったり、住所変更届を提出しなければならない。</p>
要望内容	<p>第3号被保険者の住所変更届及び氏名変更届については、国民年金法第12条に基づく住民基本台帳の届出があった際に当該届出があったものとみなすべきである。</p>
要望理由	<p>2003年11月の規制改革要望集中受付月間における厚生労働省の回答では、「仮に、住民基本台帳ネットワークから必要な情報の提供を受ける仕組みを構築するとしても、被保険者記録の管理上基本となる基礎年金番号との突合をどのように行うかという問題がある」とのことであるが、4つの情報(氏名、性別、生年月日、住所)により、同一人物かどうかの確認は可能である。 また、届出漏れの対策として実施された法律改正の趣旨自体が、事業主の納得が得られない。事業主を経由しないことで、企業負担の軽減に資する。</p>
根拠法令等	国民年金法第12条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局